

令和7年第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和7年3月13日（木）

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者 危機管理監、危機対策局長、
危機対策課長、防災教育担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 災害対策について 道は胆振東部地震や能登半島地震の検証等を踏まえ、北海道版の避難所マニュアルを全面改正すると提案しております。 これまで私どもが求めてきた国際基準であるスフィア基準を踏まえた施設整備や被災者支援が含まれたことは、これは歓迎するものです。今後これをどう実行に移せるかが課題だと考えて以下質問してまいります。 （一）スフィア基準に沿った避難所運営について この避難所マニュアルは、本道における避難所運営等について、基本的な手順のひな形を示すものとされておりますけれども、スフィア基準とどこにどのような乖離があるかを認識することが前提だと考えます。市町村とはどのような視点で調整を図っていくのか、お聞きします。 （二）市町村の備蓄内容の想定等について これまでになかった視点が盛り込まれて、不十分な点が改善されていると思われますが、実現する上で、トイレの確保と設置や、ベッドの確保や暖房の整備などは簡単にできるものではないと考えます。 どのような設備や備品がどれだけ必要か、どのように想定し、調整するのか伺います。	（危機対策局長） 避難所運営についてでございますが、道では、能登半島地震での避難所運営におきまして、高齢者や障がい者の方々などが安心して避難生活を送るための環境整備等に課題があったことを踏まえまして、避難所マニュアル等の改正にあたりましては、スフィア基準に沿った環境整備を行うことや災害弱者の方々への配慮が行き届いた運営を行うことなどの取組を盛り込んだところでございます。 これまでの道の避難所マニュアルは、1人あたりの居住スペースを3平方メートルとするなど、スフィア基準を満たしていない部分がございます。市町村におきましても、それに沿って避難所マニュアルを作成しておりますことから、道といたしましては、新たなマニュアルに基づく避難所運営が着実に行えるよう、今後、市町村の避難所マニュアルの見直しや策定を支援いたしますとともに、より実践的な訓練や防災教育を展開してまいりますほか、災害時に備えた物資の備蓄や調達・供給体制の整備、避難所運営に係る広域的な応援・受援体制の充実強化などに取り組んでまいります。 （危機対策課長） 避難所に必要な物資についてでございますが、道の防災計画では、避難所生活に必要な物資の備蓄は、市町村が行うことを基本とする一方、道は、市町村が自ら物資の調達等を行うことが困難な場合に備え、補完的に備蓄等を行うこととしております。 このため、道では、胆振東部地震などの経験を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震なども想定しながら、本庁や振興局等における段ボールベッドやパーティションなどの備蓄や、民間事業者等との仮設トイレやトイレコンテナなどの物資調達に係る協定締結を行っているほか、災害時には市町村間の広域融通に係る調整を行うこととしており、災害時に迅速に対応できるよう、平時から、市町村の物資の備蓄状況を把握するとともに、民間事業者等とも、毎年度、緊急時の連絡先などの確認を行っているところでございます。 また、調達した物資を被災地に迅速に輸送するため、道の災害対策本部に、道、北海道運輸局、自衛隊、運送事業者等で構成する「物資輸送支援チーム」を設置し、被害状況などを把握した上で、最適な搬送手段や経路等を確保して、対応することとしております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
マニュアルとしては、随分、充実させてきているのだと思います。 (三) 避難所で有効となるノウハウについて 今、いろんな生活スタイルが変わってくる中で、段ボールによって避難所の椅子を作成したり、新聞紙やペットボトルなどを活用してQOLの向上に有効という例が、色々紹介されております。 避難所で歓迎されている様々な知恵とノウハウについて、普及啓発していくべきと考えますけども、いかが対応されるのか伺います。 (四) 避難所マニュアルへのスフィア基準の反映について 避難所マニュアルの改訂によってですね、スフィア基準が随分流行のように使われているんですけども、改めて確認したところですね、「資源が倫理的かつ責任を持って管理されることを期待できる」というふうにありますけれども、道の避難所マニュアルでは、これに該当するのはどこか、お示してください。 そうしますとかなりな人員が必要になるんですけどね、兼務するということも考えて、役割分担をしていくということというふうに思いますので、班とかに拘らずね、そここに合わせた運営をしていただきたいと思います。 (五) 避難所におけるスペース等の活用について スフィア基準の一項目のところで、生命、尊厳、安全を尊重した支援を行うとしております。 それで改正マニュアルでは、居住スペース一人当たり最低3.5㎡を確保しておりますけれども、プライベートスペースや更衣室などの確保というのが必要になってきます。さらには、私はAEDも欠かせないものと考えておりますが、どう考えているのかお聞きします。	(防災教育担当課長) 避難所生活の質の向上についてでございますが、道では、防災教育教材において、ポリ袋を使って、災害時に貴重な水を節約しながら、非常用の炊き出しご飯を作る方法や、避難してきた方が室内履きを持っていない場合の対応として、新聞紙スリッパで代用する方法の紹介のほか、防災訓練において、専門家の指導の下、低体温症を防ぐための対処方法の普及啓発などに取り組んできたところでございます。 今後とも、避難者の方々が健康を維持する方法も含め、避難所運営事例に関する情報収集に努め、専門家のご意見も伺いながら、得られた知見を、地域防災マスターに対する研修や防災訓練を通じて広く紹介するなど、避難所生活の質の向上に有効な知恵と工夫に関する普及啓発に取り組んでまいります。 (危機対策課長) スフィア基準の反映についてでございますが、スフィア基準では、人道支援の質と説明責任に関する必須基準の一つとして、「支援のための資源が倫理的かつ責任を持って管理されていると期待できる」ことが位置づけられているものと承知しております。 道では、こうしたことを踏まえ、この度の避難所マニュアルの改正にあたりましては、避難者の方々が主体となり避難所運営委員会を設置し、避難所運営の方針決定や避難者ニーズの把握、必要物品や資機材の洗い出し、スペース配分の見直しなどを行う会議を定期的開催すること、また、この委員会の下に、避難者のニーズ把握や相談に対応する「相談班」や、物資の調達や管理、配給を担当する「物資班」などを設置して業務を行うこと、さらに、委員の選任や各班の構成にあたっては、特定の人や性別に偏ることのないようにすることなどを盛り込んだところでございます。 (危機対策課長) 避難所のレイアウト等についてでございますが、道では、高齢者や障がい者、女性などに対する配慮が行き届いた避難所運営が図られるよう、避難所マニュアルの改正にあたりましては、居住スペースのほか、個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談できる「相談室」や騒がしい場所が苦手な人などが一時的に過ごすことができる「静養室」、女性や男性、多目的用に分かれた「更衣室」や「洗濯物干し場」のほか、「授乳室」や「患者室」など、様々なスペースや必要な資機材を確保することを盛り込んだところでございます。 こうしたスペースは、被災者の方々が避難所内での居場所を定めた後に確保しようとする場合、レイアウトの変更に大きな労力を要することから、地域において平時から避

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
AEDは使い方もですね、日常的に練習しておく、市民ができる救命措置なので、そうしたことに也想い組んでいただきたいと思います、 （六）備蓄コンテナの設置場所等について 道は、国の交付金を活用して簡易ベッドやシェルターテント等を含む輸送コンテナを整備し、広域的に移動することを想定して、道内6地域に分散配備するという事になっております。 配備場所の選定基準をどのように考え、災害によってコミュニケーションツールが不自由になる場合には、代替することも勘案して、誰がどのように指揮・連携し、運用していくのか、どのようにお考えかお答えください。 （七）防災会議への女性等の参画について 先ほどですね、特定の性に偏った役割分担はしないという答弁がありましたけれども、防災計画や避難所運営の指針にジェンダーの視点を盛り込む必要があることは、私は何度も申し上げてきました。これまで進まない理由に防災会議の委員を選出する組織に、そもそも女性の管理職がないことが一因だとしてきたわけですけど、いつまでも当て職による選出では解決できない問題だと考えております。防災の意思決定の場に女性やこども、障害のある方の意見を反映できる委員枠などを設けてはどうか考えるんですけど、いかがでしょうか。	難所のレイアウトを準備しておくことが重要と考えており、新たなマニュアルに基づく、より実践的な避難所運営訓練や防災教育の実施を通じて、市町村や地域防災マスターなどに対する普及啓発に取り組んでいく必要があると認識しております。 なお、心停止となった方を救命するAEDは、避難所となる施設に整備されているものや、災害派遣医療チーム（DMAT）が持参しているものなどの活用が可能と考えておりまして、こうした点について避難所運営委員会で確認しておくことが重要と認識しております。 （危機対策課長） 簡易ベッド等の分散備蓄についてでございますが、この度、国の交付金を活用し、整備する備蓄コンテナは、市町村の指定避難所等に配備し、災害時に直ちに使用できるようにするとともに、他地域が被災した場合には迅速に搬送し、支援にあたることとしていることから、道内6圏域を基本に、広域輸送を考慮した交通アクセスや災害リスク等を踏まえて、配備場所を検討していく考えでございます。 また、災害時においては、道の災害対策本部に、道、北海道運輸局、自衛隊、運送事業者等で構成する「物資輸送支援チーム」を設置し、道があらかじめ把握している被災市町村の備蓄状況をもとに、近隣市町村からの広域融通分や、災害時協定を締結している民間事業者等からの調達分も加味しながら、備蓄コンテナによる支援の必要性などを判断するとともに、被害状況などを把握した上で、最適な搬送手段や経路等を確保して、対応することとしております。 （危機対策局長） 防災会議の女性委員などについてでございますが、道では、防災対策に女性や障がい者の方々など、多様な視点を取り入れるため、北海道医師会や北海道看護協会、北海道社会福祉協議会などを防災会議構成機関としておりますほか、地域で防災教育などに携わる女性を有識者枠で委員に選任しております。 こうした中、防災会議委員のほとんどは、災害対策基本法に基づき北海道開発局など国の地方機関やJ R北海道等の指定公共機関等からの推薦に基づき、各機関の役員又は職員を選任しているところでございまして、女性委員の登用率が低い状況が続いておりましたが、各機関に意義を説明し、その改善に取り組んできた結果、令和元年6月には委員67名中、女性は4名でございましたが、現在、委員68名のうち女性16名まで登用が進んできたところでございます。 道といたしましては、女性委員の比率が高まることで、防災対策に女性の視点が取り入れられ、多様な人々に配慮したニーズの把握や対策が期待できますことから、構成機関に対しまして、引き続き、職位等にとらわれず、女性委員を推薦していただくことを働きかけてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
本当によく改善したなというふうに受け止めましたが、ちなみにですね、危機対策課では職員定数の内、女性職員というのは何人いらっしゃるのでしょうか。 （指摘） そうしますと先ほどの防災会議の前進と、道の職員配置の方が追いついていないと思うんです、職員監、聞いてました今の答弁。職員監のところでね、しっかりと配置をしていただきたい。そして特に申し上げたいのが、少ない女性の職員に過重な負担を求めることがないように、職員配置をするように求めているというふうに、こちらを向いてお話をしておきたい。 （八）避難所における健康管理について 避難所では、様々な心身の不調が出てくると考えます。スフィア基準では保健活動も含まれております。メンタルケアについても相談できる人員や体制が必要ではないかと考えますし、外観ではわかりにくいPMSの症状や、排泄上のトラブル、排便・排尿についてですね、そうしたこともトラブルは相談しにくいのではないかと考えるわけです。 そうしたことにも対応できるようにですね、していただきたいと考えるんですけども、道の考えを伺います。 （指摘） 確認してなかったんですけど、歯と口腔のケアについてもですね、ここのところは十分に対応していただきたいということを申し上げておきます。 （九）良好な避難所運営について 避難所運営には人が一番大事だと考えております。スフィア基準のコミットメントを踏まえると、人権が守られて、質の高い避難生活が送れるようにしていくために、道の取組みというのを伺いたいというふうに思うんですね。 どこで起きるかわからない災害時に、頼りになる人材がいるということが重要だと思いますので、これに関し答弁を求めたいと思います。	（危機対策局長） 女性職員についてでございますが、本庁の危機対策課では、現在 37 名の道職員がおります。うち、女性職員は 2 名でございます。 （危機対策課長） 避難所における健康管理についてでございますが、道では、避難生活が長期化するほど、健康への負担は増大し、避難者の方々の心身に悪影響を及ぼす恐れがあることを踏まえ、この度の避難所マニュアルの改正にあたりましては、精神的、体力的な負担を抱える避難者の方々や避難所の運営スタッフの方々の健康管理のため、プライバシーを確保できる相談スペースを設け、安心して相談できる環境を整え、保健師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフの方々と避難者の方々が協力して見守り体制を構築するなどの環境整備が必要であるとの考え方を明記したところでございます。 道としては、こうした考え方の下、防災訓練などを通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康管理支援チーム（DHEAT）等との連携強化を図り、災害時の避難所において、避難者の方々の健康が維持されるよう取り組んでまいります。 （危機管理監） 避難所における良好な生活環境の確保についてでございますが、能登半島地震における避難所運営では、高齢者や障がい者などが安心して避難生活を送るための環境整備に課題があったことなどが報告されているところでございます。 道では、こうした教訓を踏まえ、避難所マニュアル等の改正にあたりましては、スフィア基準に沿ってトイレや入浴環境などを確保すること、また、女性や災害弱者の方々への配慮が行き届いた運営を行うこと、などの取組を盛り込んだところでございまして、このマニュアルの普及啓発教材であります避難所運営ゲーム「Dｏはぐ」につきましても、今月末の更新に向けて、こうした内容を反映する作業を進めております。 道としましては、今後、市町村に対する避難所マニュアルの周知徹底はもとより、北海道地域防災マスターや市町

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
3月11日付けの毎日新聞における、能登半島地震の検証の中で、「地域の嫁」という言葉を使った衝撃的な見出しになっていました。高齢の男性から地域の嫁として用事を言いつけられて、女性が大変な思いをしているという記事でしたが、こういうことがないように、是非、前へ進んでいくために、一緒に頑張っていきたいというふうに思います。	村職員等を対象に「D o はぐ」を活用した研修に取り組みますとともに、女性防災リーダーの育成を図るための防災講座を実施するなど、避難所運営の知見を有する人材の育成に努めながら、避難所が、被災された全ての方々にとって、安心して快適に過ごすことができる場となりますよう一層取り組んでまいります。